

## 社会福祉法人 愛生福祉会 役員等報酬及び費用弁償に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人愛生福祉会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づく役員等の報酬及び費用弁償の額及び支給に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規定において、「役員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 役員（理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 運営委員・第三者委員等

### (報酬等の支給基準)

第3条 本会の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員に報酬を支給することができる。ただし、賞与は支給しない。なお、理事に職員が就任する場合は、報酬の支給は行わない。

2 報酬は、その都度支給する。ただし、1か月分をまとめて支給することもできる。

3 役員等が、本会の理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、各種委員会、地方自治体又は他団体との打ち合わせ及び外部の会議に出席した場合には、報酬は支払わず、第4条の費用弁償の規定により支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員及び評議員が理事会又は評議員会へ出席したときは、別表1のとおりの日額を支給する。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会へ出席したときは別表1のとおりの日額を支給する。

3 監事が監査業務を行った場合は、別表1のとおりの日額を支給する。

4 運営委員や第三者委員等が各会議等へ出席したときは、別表1のとおりの日額を支給する。

### (旅費)

第5条 本会の役員等が、用務のために出張したとき、また、遠隔地の役員等が評議員会等へ出席した時は、本会の職員に適用する「旅費規程」の定めるところに準じた、旅費及び宿泊料等を支給する。

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

### (付則)

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成30年 7月23日から施行する。

別表1

(1)費用弁償の金額

区分	日額
役員	5, 568円
評議員	5, 568円
評議員選任・解任委員	5, 568円
運営・第三者委員等	5, 568円